

# 建設コンサルタント業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、中津市発注による 公新委第2号 大貞総合運動公園及び野球場実施設計委託業務（以下「委託業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....特定建設コンサルタント業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を（所在地）.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は、委託業務の履行後12か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 .....

商号又は名称 .....

所在地 .....

商号又は名称 .....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、（商号又は名称）.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

（商号又は名称）.....%

（商号又は名称）.....%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務の完了後、当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当共同企業体が委託業務を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までを準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか1社は、上記のとおり.....特定  
建設コンサルタント業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各  
通に構成員が記名捺印し、各自所持するほか、競争入札参加資格確認申請書に添付するものとする。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印